

## 労働者の健康管理の視点から、安全衛生委員会の審議事項の充実と産業医の100%出席を求めよう!

2019年4月1日からの労働基準法改正と同時に「労働安全衛生法」の改正が行われています。

改正のポイント

- すべての労働者（管理監督者含む）の労働時間を適正に把握（義務）
  - 働く者の勤怠管理は客観的で適正に！
  - 産業医に、働く者の労働時間などの情報提供を！
- 面接指導の基準を、時間外・休日労働時間80時間超／月に引き下げ
  - 労働者の申し出を受けた面接指導は、これまでの月100時間から月80時間に引き下げ！
- 労働者の健康確保のため、産業医・産業保健機能の強化
  - 産業医は、健康管理等を行うために必要な医学に関する知識にもとづいて、誠実にその職務を実行！
  - 事業者は、労働者が安心して産業医に健康相談できる環境を整備！（努力義務）

つまり、労働安全衛生法改正によって、安全衛生委員会では、労働者の健康管理の視点から労働時間管理の議論も必要であり、産業医の出席の重要度は増していますが...

### 産業医の出席率

我孫子運輸区	91.7%	綾瀬運輸区	75.0%
上野運転区	83.3%	上野車掌区	33.3%
田端運転所	100.0%	池袋運輸区	100.0%
新宿運輸区	91.7%	中野電車区	100.0%
中野車掌区	100.0%	東京電車区	100.0%
東京車掌区	75.0%	丸の内車掌区	66.7%
大崎運輸区	16.7%	大田運輸区	41.7%
田町運転区	100.0%		

大崎運輸区・上野車掌区・大田運輸区では、産業医の出席率が非常に低いことが明らかに!

ところが、ある現場長は

\*悪い例



重大な労働災害と健康被害が出ているのに議論しない!

### 安全衛生委員会の主な調査審議事項

- 安全に関する規程に作成に関する事
- 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置のうち、安全に係るものに関する事
- 安全に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関する事
- 安全教育の実施計画の作成に関する事
- 衛生に関する規程の作成に関する事
- 衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関する事
- 衛生教育の実施計画の作成に関する事
- 定期健康診断等の結果に対する対策の樹立に関する事
- 長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関する事
- 労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関する事...

労働基準法改正にともなう労働時間上限規制は、労働時間管理と労働者の健康管理が求められています。東京支社は「36協定で定める時間外労働及び休日労働について留意すべき事項に関する指針」で、時間外労働や休日労働は最小限にとどめることや「健康経営中期ビジョン2023」を発表していることを踏まえ、

- ①時間外労働や休日労働を命ずることの重みを踏まえ、超勤縮減や休日出勤を減らすことに努めること
- ②安全衛生法の趣旨に則り、組合員の健康保護や家庭との調和を考えた調査審議を行うこと
- ③安全衛生委員会の産業医の出席率を100%達成すること

東京地本は東京支社に対し、現場に疲弊と不安を与えず、発生している問題の解決と早期36協定締結を求めます!